

事例研究～中国ビジネス法務

(第98回)

最高裁が会社法の司法解釈(4)を公布
株主の知る権利についての注目すべき新规定北京市大地律師事務所/日本部
パートナー弁護士法学博士 熊琳

中国の最高裁判所は、今年8月28日付で『中華人民共和国会社法』の適用に係る若干の問題に関する規定(4)」（以下「会社法解釈(4)」）を正式に公布しました。当該規定は9月1日よりすでに施行されています。「会社法解釈(4)」では、会社決議の効力、株主の知る権利、利益の配当権、優先買取権および株主代表訴訟などに関する法律適用の問題について規定を設けていますが、今回は、これらのうち、現法の株主である日本本社にとって注目すべきものと思われる、株主の知る権利に関する内容について解説いたします。

◇日系企業で株主の知る権利が侵害された典型的なケース

日本国内のA社と、中国国内のB社(民間企業)は、共同出資により中国国内に合弁会社M社を設立した。持分割合は日本側40%、中国側60%とされた。

コストの問題と、B社を信頼していたことから、M社の日常の経営管理にA社から駐在員は派遣していなかった。M社では、設立後4年目から深刻な欠損が発生するようになった。A社は、中国側が自己取引を行っているためではないかとの疑惑を抱いたため、M社に会社の帳簿の閲覧を要求したが拒否されてしまった。

A社によるM社の会計帳簿閲覧の要求には「不当な目的」があるということが、M社の拒否理由であった。ここでいう「不当な目的」について、会社法では明確に定義されていないため、M社の定款にも明確な規定がなく、A社では有力な反論の根拠を見いだせずいた。

交渉では解決できなかったため、A社は弁護士のサポートを受け、株主の知る権利の行使を理由として、裁判所よりM社に会計帳簿の内容開示を命じることを請求する訴えを裁判所に提起した。審理を経て、最後には請求に裁判所からの支持を得たものの、A社はこのために相当な時間とコストを費やすことになってしまった。

◇株主の知る権利をめぐる争点について、「会社法解釈(4)」が提示した詳細な規定

1. 株主が訴訟により株主の知る権利を主張する場合、提訴の際に株主の資格があることが保証されていなければならない。
 - 株主の身分の確認は、株主の知る権利を行使する上での前提条件となったため、「名義株」のケースでは、この点への対応が大変重要となった。
2. 株主が会社の会計帳簿の閲覧を要求する場合の「不当な目的」について、具体的な事由が規定された。
 - 株主が会社の主要業務と実質的な競合関係にある業務を、自営または他人のために経営している場合。ただし定款または全株主が別途規定している場合を除く。
 - 株主が他人に関連情報を通告するために会社の会計帳簿を閲覧する場合。
 - 株主が会社に閲覧を請求した日までの3年間に、会社の会計帳簿を閲覧することにより、他人へ関連情報を漏えいして会社の適法な利益に損害を与えたことがある場合。

→これら3種類の状況のいずれかが存在することを証明できなければ、M社はA社の要求を拒否することはできないこととなった。今後、同様の紛争が発生した場合、この新たな規定を活用して日本側に有利な結果を勝ち取ることが可能となった。

3. 株主が弁護士、会計士などの専門家にサポートを依頼して会社文書・資料を閲覧できることが明確に規定された。

→本社の現法資料閲覧に弁護士や会計士を参与させたり、サポートを提供することには大変重要で現実的な意義があるものの、会社の実質的支配者(中国側株主または不正な会社経営陣など)から抵抗に遭うことが多かった。

この新たな規定は、今後の交渉において日本側株主にとり有利な法的根拠となる。

4. 会社が、定款、株主間の協議などを通じて株主の知る権利を剥奪してはならないことが規定された。

→実務において、日本側株主が中国法に詳しくないという弱点に中国側株主がつけこみ、合弁契約、会社定款などの法的文書の中で日本側の知る権利を剥奪するような設定がなされる場合があったが、今後、こうした行為は無効とみなされることで、事実上日本側株主の救済手段が強化されることとなった。

◇日系企業へのアドバイス

「会社法解釈 4)」は、日本側株主の知る権利の行使に有利となる規定が多数追加され、非常に重要かつ実用性のあるものとなっています。今後、これらを活用して日本本社の適法な權益が確実に損害を受けないようにしたいものです。ただ、現法の合弁契約や定款の内容設定自体は依然として非常に重要で、日本企業として決して軽視できない課題です。そのため作成の際には、必ず弁護士のサポートを受け、日本側株主の利益を保護できる文書の内容となっていることを確認しましょう。

中国系銀行、クレジットカード強化=平安がアメックスと提携

25日付の中国紙、上海証券報(3面)によると、中国金融大手・平安集団傘下の平安銀行がこのほど、米クレジットカード大手のアメリカン・エクスプレス(アメックス)と業務提携した。

平安銀行は、中国内の高所得者向けに最高級クレジットカード「平安・アメリカン・エクスプレスカード・センチュリオン・カード(ブラックカード)」を発行する。

中国のクレジットカードやデビットカード市場では、中国工商銀行など国有商業銀行大手5行がこれまで、大きな市場シェアを占めたが、手数料収入の増加などを背景に平安銀行など株式制商業銀行は、クレジットカード業務を強化している。招商銀行や中信銀行、光大銀行の中堅3行は2017年1~6月期にクレジットカード発行枚数を拡大している。また、平安銀行の発行枚数は前年末に比べて15.7%伸びた。(上海時事)

ネット通販ラザダ、東南アジアでアリババ商品販売を拡大=シンガポール

中国電子商取引最大手の阿里巴巴(アリババ)集団傘下のシンガポールのオンライン通販会社ラザダは、同社が展開する東南アジア市場のうち、インドネシア、フィリピン、タイの3カ国で数週間以内にアリババのオンラインショッピングサイト「淘宝网(タオバオ)」の一部商品の販売を始めることを明らかにした。ロイター通信が25日伝えた。

ラザダはシンガポールとマレーシアでは今年既にタオバオの商品の販売を開始している。

ラザダは2012年に設立。現在はシンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナムで事業を行っている。

東南アジア市場で小売り販売全体に占めるオンラインショッピングの割合は依然わずかだが、人口6億人の同市場をめぐる、電子商取引業者同士の争いが激化しつつある。(時事)